



山形県公報

令和3年12月17日(金)
第265号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……1210
- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……1211
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……1212
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……1213
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………(同) ……1215
- 平成18年1月県告示第17号(漁業災害補償法に基づく加入区の設定)の一部改正……………(水産振興課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……1216
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……1217

公安委員会関係

規 則

- 山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………同

告 示

- 山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程……………1218

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………1219

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……同
- 同……………(同) ……1220

告 示

山形県告示第935号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
株式会社R e s t 米沢市塩井町塩野1489番地の15	就労継続支援B型事業所 Leap 米沢市塩井町塩野1489番地の15	就労継続支援（B型）	20名	令和 3. 11. 11

山形県告示第936号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
公 立 置 賜 総 合 病 院	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	令和4年1月19日から 令和7年1月18日まで

山形県告示第937号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
村 山 医 院	酒田市東栄町7番11号	令和 3. 11. 1
ゆ う 薬 局 朝 暘 店	鶴岡市朝暘町26番14号	同
ゆ う 薬 局 美 咲 店	鶴岡市美咲町25番20号	同
ニ ー ズ 薬 局 あ き ほ 店	酒田市あきほ町658番地13	同
あ い 薬 局 亀 ヶ 崎 店	酒田市亀ヶ崎五丁目5番23号	同
あ い 薬 局 新 橋 店	酒田市新橋一丁目14番6号	同
ゆ う 薬 局 西 高 前 店	酒田市東泉町五丁目8番4号	同

あ い 薬 局 松 原 南 店	酒田市松原南11番27号	同
-----------------	--------------	---

山形県告示第938号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

調剤薬局ツルハドラッグ東根店
東根市温泉町三丁目3番4号

(2) 変更の内容

指定医療機関の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
東根市温泉町三丁目3番6号	東根市温泉町三丁目3番4号	令和 3.10. 6

2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

アイン薬局米沢川井店
米沢市川井2356番3

(2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
ハート調剤薬局川井店	アイン薬局米沢川井店	令和 3.11. 1

3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

アイン薬局米沢駅西口店
米沢市東三丁目4番48号

(2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
ハート調剤薬局米沢駅前店	アイン薬局米沢駅西口店	令和 3.11. 1

山形県告示第939号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
医療法人渡部泌尿器科内科医院	鶴岡市本町二丁目16番4号	令和 3. 10. 31
村 山 医 院	酒田市東栄町7番11号	同
ゆ う 薬 局 朝 暘 店	鶴岡市朝暘町26番14号	同
ゆ う 薬 局	鶴岡市美咲町25番20号	同
ニ ー ズ 薬 局 あ き ほ 店	酒田市あきほ町658番地13	同
あ い 薬 局 亀 ケ 崎 店	酒田市亀ヶ崎五丁目5番23号	同
あ い 薬 局 新 橋 店	酒田市新橋一丁目14番6号	同
ゆ う 薬 局 西 高 前 店	酒田市東泉町五丁目8番地4	同
か が み 薬 局 東 大 町 店	酒田市東大町三丁目38番地6	同
あ い 薬 局 松 原 南 店	酒田市松原南11番27号	同

山形県告示第940号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

アイン薬局米沢川井店
米沢市川井2356番地3

(2) 変更の内容

指 定 介 護 機 関 の 名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
ハート調剤薬局川井店	アイン薬局米沢川井店	令和 3. 11. 1

2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

アイン薬局米沢駅西口店
米沢市東三丁目4番48号

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
ハート調剤薬局米沢駅前店	アイン薬局米沢駅西口店	令和 3.11. 1

山形県告示第941号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ケアサポートひばり	居 宅 介 護 支 援	酒田市こあら三丁目6番18	平成29. 5. 25
公徳会居宅介護支援事業所	居 宅 介 護 支 援	南陽市柵塚948番地の1	令和 3. 9. 30
ケアプランセンター アライブ	居 宅 介 護 支 援	鶴岡市昭和町7番16号	同 10. 31

山形県告示第942号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
斎 藤 智 廣	フレアス在宅マッサージ山形	山形市東山形一丁目2番38号 カーサズキ103	令和 3. 11. 15
	フレアス在宅マッサージ河北	西村山郡河北町谷地字月山堂699番地6号 サンセントラルコーポK103	

山形県告示第943号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地
 石山 敏
 訪問マッサージKEiROW天童ステーション
 訪問マッサージKEiROW新庄ステーション
 天童市乱川二丁目2番22号
 新庄市大町5番2号

(2) 変更の内容

施術所の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
訪問マッサージKEiROW天童ステーション	訪問マッサージKEiROW天童ステーション 訪問マッサージKEiROW新庄ステーション	令和 3. 5. 10

施術所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
天童市乱川二丁目2番22号	天童市乱川二丁目2番22号 新庄市大町5番2号	令和 3. 5. 10

- 2 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地
 板垣 匡
 訪問マッサージKEiROW天童ステーション
 訪問マッサージKEiROW新庄ステーション
 天童市乱川二丁目2番22号
 新庄市大町5番2号

(2) 変更の内容

施術所の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
訪問マッサージKEiROW天童ステーション	訪問マッサージKEiROW天童ステーション 訪問マッサージKEiROW新庄ステーション	令和 3. 5. 10

施術所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
天童市乱川二丁目2番22号	天童市乱川二丁目2番22号 新庄市大町5番2号	令和 3. 5. 10

- 3 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地
 矢萩 俊介
 DMS マッサージ治療室
 東根市温泉町二丁目5番5号 M-H o m e 東根201

(2) 変更の内容

施術所の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
株式会社フレアス 株式会社フレアス河北事業所	DMS マッサージ治療室	令和 3.11. 5

施術所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
山形市東山形一丁目 2 番38号 カーサズギ103号 西村山郡河北町谷地字月山堂699番地 6号 サンセントラルコーポK103号	東根市温泉町二丁目 5 番 5 号 M-H o m e 東根201	令和 3.11. 5

山形県告示第944号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	廃止年月日
安 部 康 弘	レイス治療院	東置賜郡高島町大字福沢551-1	令和 3.10.23

山形県告示第945号

平成18年1月県告示第17号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

2 法第104条第2号に掲げる漁業の項の表酒田市中心部加入区の項加入区の区域の欄中「、酒田市十里塚加入区」を削り、同表酒田市南部加入区の項加入区の区域の欄中「及び緑ヶ丘」を「、緑ヶ丘及び十里塚」に改め、同項漁業の区分の欄第1項中「及び小型機船底びき網漁業」を「、小型機船底びき網漁業及び小型いか釣り漁業」に改め、同表中

酒田市十里塚加入区	酒田市十里塚の区域	1 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の漁業	を
酒田市浜中加入书签	酒田市浜中、広岡新田、黒森及び坂野辺新田の区域	1 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の漁業	

酒田市浜中加入书签	酒田市浜中、広岡新田、黒森及び坂野辺新田の区域	1 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の漁業	に改
-----------	-------------------------	---	----

める。

山形県告示第946号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営北谷地地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営北谷地地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
村山市役所及び河北町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和3年12月24日から令和4年1月28日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第947号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市・遊佐町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
酒田市・遊佐町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
 - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市・遊佐町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課、酒田市役所及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年12月17日から令和4年1月4日まで縦覧に供する。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡三川町大字押切新田字刈取36番2から 同 19番まで	旧	16.9メートル } 11.5	159メートル
同 上	新	16.9メートル } 11.5	同 上

公安委員会関係

規 則

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

山形県公安委員会
委員長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第8号

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年12月県公安委員会

規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中	警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項	を
-------	--------------------	--------------	---

警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項	に、
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項	
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項	

山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）	第4条	を
---------------------------	-----	---

山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）	第4条	に改める。
山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）	第9条第3項	

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

告 示

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月17日

山形県公安委員会
委員長 北村正敏

山形県公安委員会告示第6号

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年5月県公安委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

別表中	警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項	を
-----	--------------------	--------------	---

警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項	に、
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項	
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項	

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項	を
--	---------	---

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）	第9条第3項

に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年12月17日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,118人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 213,235人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,575人	上山市	8,563人	南陽市	8,662人
米沢市	22,258人	村山市	6,605人	東村山郡	7,117人
鶴岡市	35,052人	長井市・西置賜郡	15,089人	最上郡	10,643人
酒田市・酒飽海郡	32,531人	天童市	17,190人	東置賜郡	10,547人
新庄市	9,733人	東根市	13,214人	東田川郡	7,902人
寒河江市・西村山郡	21,970人	尾花沢市・北村山郡	6,313人		

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年12月17日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 施工管理測量用システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2721

- 3 落札者を決定した日 令和3年11月11日
- 4 落札者の名称及び所在地
佐藤理化計測器商会 米沢市下花沢三丁目5番57号
- 5 落札金額 39,479,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和3年10月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 施工管理測量用システム（新庄神室産業高校） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2721
- 3 落札者を決定した日 令和3年11月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社ポール社 村山市楯岡新高田9番28号
- 5 落札金額 29,700,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和3年10月15日